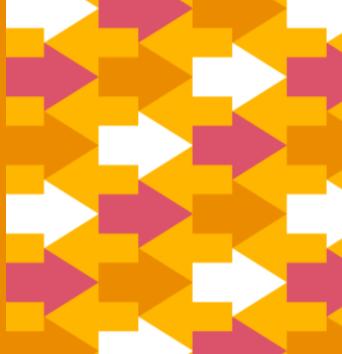


Issued Date: 29 August 2024



タイの個人情報保護委員会(PDPC)が、情報漏洩が発生した民間企業に対して 700 万バーツの罰金を課したことを公表しました。

概要:

個人情報保護委員会(Personal Data Protection Committee、以下「PDPC」)の専門委員会 No.2 が、民間企業に対し、個人情報保護法 B.E. 2562(Personal Data Protection Act、以下「PDPA」)を厳守するよう行政命令を発令したことが明らかになりました。本決定は、オンライン販売の大手民間企業が関与した深刻なデータ漏洩に対し下されたものです。このデータ漏洩により、大量の個人情報が不正に利用され、個人顧客に重大な被害をもたらすとともに、ソーシャルメディア上で広範な議論を引き起しました。

行政処分

詳細な調査の結果、PDPC は以下の違反内容に対し同社に総額 700 万バーツの罰金を科しました。

- データ保護責任者(Data Protection Officer、以下「DPO」)任命の不備:100 万バーツの罰金**
PDPA 第 41 条第 2 項に基づき、顧客の個人情報が 10 万人を超える企業は DPO を任命する必要があります。これを怠ったため罰金が科されました。
- 適切なセキュリティ対策を講じなかったこと:300 万バーツの罰金**
PDPA 第 37 条第 1 項に基づき、同社は最低限の標準セキュリティ対策の実装に不備があると判断されました。具体的な不備には以下が含まれます。
 - 個人情報への不十分なアクセス制御対策
 - データへのアクセスや使用に対する不十分な認証プロトコルの構築
- 個人情報漏洩における報告義務違反:300 万バーツの罰金**
同社は、PDPA 第 37 条第 4 項に規定されている、データ漏洩に関する 72 時間以内の PDPC への報告を行いませんでした。さらに、影響を受けた個人への通知も行われなかつたため、状況がさらに悪化し、更なる被害を与えました。

行政指導

PDPC は、金銭的な罰則に加えて、同社に対してデータ保護の実務を改善するための行政指導を発行しています。これには、セキュリティ対策の強化、従業員のトレーニング、セキュリティプロトコルの更新、および進捗状況の報告などが含まれます。これらの指導に従わない場合は、PDPA 第 89 条に基づき、最大 50 万バーツの追加的な罰金が科される可能性があります。

本事例を受けた留意事項

本事例は、PDPC による PDPA の施行がより厳格になっていることを示しています。PDPA を遵守しない事業体は、多額の罰金を課されるだけではなく、リピュテーションの棄損や利害関係者の信頼を失うリスクも有する点に留意が必要です。

PwC のコミットメント

タイで PDPA を専門とする大手法律事務所の一つとして、弊社はお客様が複雑な法規制に対応できるよう、全力で支援に取り組んでいます。すべてのお客様およびパートナーに対し、データ保護における方針および手順を早急に見直すことを強くお勧めいたします。

お客様の事業活動が法令順守をしており、適切な個人情報保護が実施されていることを弊社が支援することで、顧客や利害関係者の信頼と信用を維持することができると考えています。

PDPA の遵守に関するサポートが必要な場合や、ご質問がある場合は、どうぞお気軽にご連絡ください。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Vunnipa Ruamrangsri
Natpanee Pasuntaratum

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志

(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)

atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純

(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)

jun.takebe@pwc.com

中雄 傑和

(0 2844 1559/Mobile: 06 25907638)

toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也

(0 2844 1553/Mobile: 06 25907619)

shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦

(0 2844 1276/Mobile:06 32706830)

tatsuhiko.yamadori@pwc.com

福井 情美

(0 2844 1321)

motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。